

五 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1-6-1</p> <p>(注)<u>分割前事業年度又は法第24条第1項第3号から第6号まで</u>..... で.....</p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</p> <p>1-6-2 <u>令第9条の2第2項《連結法人株式の帳簿価額修正》に規定する「連結法人株式の帳簿価額修正額」がマイナスとなる場合には、当該マイナスの金額が法第2条第18号へ《利益積立金額の加算額》の金額となるのであるから、この場合の令第119条の3第3項又は第119条の4第1項《利益積立金額の増加・減少があった場合の移動平均法又は総平均法による帳簿価額の算出》の規定により計算した有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、マイナスの金額となる場合があることに留意する。</u></p> <p>(連結子法人株式の帳簿価額の修正事由に係る譲渡)</p> <p>1-6-3 <u>令第9条の2第1項第1号《利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》の規定の適用上、法人の有する連結法人の株式の譲渡は、連結法人以外の者に対する譲渡に限られないのであるから、例えば、その譲渡が連結法人に対するもので、法第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》の規定の適用があるものであっても、これに含まれることに留意する。</u></p>	<p>(納付すべき道府県民税等の計算)</p> <p>1-6-1</p> <p>(注)<u>分割事業年度又は法第24条第1項第3号から第6号までの各号</u>.....</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>